

令和3年 第4回 福岡市選挙管理委員会

3月5日（金） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第1号 直接請求に必要な選挙人の数について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 福岡県議会議員補欠選挙に係る地方書記室の設置について
- ③ 令和3年度当初予算案について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和3年3月24日（水） 午前10時30分
- ・ 令和3年4月1日（木） 午前10時30分
- ・ 令和3年4月20日（火） 午前10時30分

議案第 1 号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求，市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を，令和 3 年 3 月 1 日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め，告示するもの。

令和 3 年 3 月 5 日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数
25,646 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
213,713 人
- 3 地方自治法第76条，第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
260,285 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
東 区 84,537 人
博多区 65,816 人
中央区 54,567 人
南 区 71,914 人
城南区 34,864 人
早良区 59,490 人
西 区 56,238 人

（理由）

地方自治法第74条第 5 項，第75条第 5 項，第76条第 4 項，第80条第 4 項，第81条第 2 項及び第86条第 4 項，市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 2 項の規定による。

(参考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長, 市選挙管理委員, 監査委員の解職請求
(80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長, 教育委員の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)

2 計算式

1について

$$\text{全 市} \quad 1,282,273 \times 1/50 = 25,645.46 \rightarrow 25,646$$

2について

$$\text{全 市} \quad 1,282,273 \times 1/6 = 213,712.16 \rightarrow 213,713$$

3について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,282,273 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 260,284.11 \rightarrow 260,285 \end{aligned}$$

4について

東 区	253,611	\times 1/3	=		84,537
博多区	197,447	\times 1/3	=	65,815.66	\rightarrow 65,816
中央区	163,700	\times 1/3	=	54,566.66	\rightarrow 54,567
南 区	215,742	\times 1/3	=		71,914
城南区	104,592	\times 1/3	=		34,864
早良区	178,469	\times 1/3	=	59,489.66	\rightarrow 59,490
西 区	168,712	\times 1/3	=	56,237.33	\rightarrow 56,238

※ 端数は切り上げる。

報告事項 1

令和3年3月1日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区分	12月1日現在 選挙人名簿 登録者数 (a)	3月1日区委員会議決分						抹消者 の合計 (b)	移替え による 増加数 (c)	移替え による 減少数 (d)	12月1日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新登録 者数 (f)	令和3年3月1日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)
		1月20日 区委員会 議決分	2月19日 区委員会 議決分	死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者	男						女	合計(g)		
															1,056	
東区	253,298	1,056	898	802	132	670	0	2,756	1,169	852	0	2,752	121,582	132,029	253,611	313
博多区	197,688	1,149	1,077	1,065	80	985	0	3,291	1,297	1,501	0	3,254	94,582	102,865	197,447	-241
中央区	163,879	773	784	670	74	596	0	2,227	1,270	1,399	0	2,177	71,066	92,634	163,700	-179
南区	215,875	898	740	626	92	534	0	2,264	1,068	1,019	0	2,082	98,954	116,788	215,742	-133
城南区	104,588	361	301	240	54	186	0	902	679	653	0	880	48,629	55,963	104,592	4
早良区	178,330	583	474	475	97	378	0	1,532	964	964	0	1,671	82,675	95,794	178,469	139
西区	168,676	578	524	447	95	352	0	1,549	663	722	0	1,644	78,889	89,823	168,712	36
市合計	1,282,334	5,398	4,798	4,325	624	3,701	0	14,521	7,110	7,110	0	14,460	596,377	685,896	1,282,273	-61

報告事項 2

福岡県議会議員補欠選挙執行要領

令和3年4月11日執行予定の福岡県議会補欠選挙を円滑かつ適正に執行するため、次のとおり執行要領を定める。

I 組織

1 地方書記室の設置

- (1) 福岡県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の事務の一部を処理するため、別記のとおり関係市区選挙管理委員会（以下「関係市区委員会」という。）内に地方書記室を置く。
- (2) 各地方書記室の名称は、「〇〇市（区）地方書記室」とし、その担当する選挙区は、別記に定めるとおりとする。
- (3) 地方書記室に地方書記長を置くこととし、別に協議して定めるところにより、当該関係市区委員会の書記長（事務局長）を任命するものとする。
- (4) 地方書記室に地方書記を置くこととし、別に協議して定めるところにより、当該関係市区委員会等の職員のうちから任命するものとする。

2 選挙長及びその職務代理者

原則として、地方書記室を置いた関係市区委員会の委員長を当該地方書記室が担当する選挙区選挙長に、当該関係市区委員会の書記長（事務局長）をその職務代理者に選任する。

II 地方書記室が所掌する事務

1 選挙長事務の処理

- (1) 選挙長事務は、当該地方書記室において処理するものとし、当該地方書記室の書記長及び地方書記は、その事務を補助執行するものとする。
- (2) 県委員会の委員長が必要と認めるときは、選挙長事務を補助執行させるため、県委員会の書記を地方書記室に派遣することができる。

2 地方書記室において処理する事務

- (1) 選挙長事務の補助執行に関する事項
 - ① 立候補届、届出事項の異動届及び立候補辞退届を受理し、その旨を県委員会に報告すること。
 - ② 立候補届を受理された候補者に対し、選挙長が発行する次の証明書等を交付すること。
 - ア 候補者用通常葉書使用証明書
 - イ 新聞広告掲載証明書
 - ウ 選挙運動用通常葉書差出票
 - ③ 候補者の被選挙権の調査
 - ④ 候補者の氏名等を、関係する市区町村選挙管理委員会の委員長及び市区町村長に通知すること。
 - ⑤ 選挙立会人になるべき者の届出の受理、決定、選任及び通知に関すること。
 - ⑥ 選挙会を開催し、その結果を県委員会に報告すること。

(2) 県委員会の事務の補助執行に関する事項

- ① 立候補届出等に関する事前審査
- ② 候補者に対する次の公営物資及び各種証明書の交付
 - ア 選挙運動用自動車及び船舶の表示
 - イ 選挙運動用拡声機の表示
 - ウ 街頭演説用標旗
 - エ 自動車船舶乗車乗船用腕章
 - オ 街頭演説用腕章
 - カ 選挙運動用ビラ証紙
 - キ その他参考資料
- ③ 候補者のポスターの見本の徴収
- ④ 候補者の選挙運動用ビラの見本の徴収
- ⑤ 政治活動用ポスターの検印
- ⑥ 選挙事務所設置届及び異動届の受理並びに県委員会への報告
- ⑦ 出納責任者選任届及び異動届の受理並びに県委員会への報告
- ⑧ 報酬を支給する選挙運動に従事する者の届出の受理及び県委員会への報告
- ⑨ 選挙公営（選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラ作成）に係る事項
 - ア 契約届出書等の審査、受付及び確認書の交付
 - イ 支払請求に係る添付書類等の審査、受付及び当該書類の福岡県（企画・地域振興部市町村支援課）への送付
- ⑩ 違反文書図画に係る所轄警察署からの現認書の受理、立候補届出時の候補者等への撤去命令書等及び現認書の交付、その他違反文書図画への撤去命令等の発出
- ⑪ 選挙公報に係る事項
選挙公報掲載申請書の受理及び県委員会への報告
- ⑫ その他県委員会が特に定める事項

Ⅲ 投票及び開票の速報

投票及び開票の速報は、県委員会と市区町村選挙管理委員会との間において直接に行うものとする。

郡部選挙区の投票及び開票の状況については、県委員会から適宜、当該選挙長に通報するものとする。

Ⅳ 経費

Ⅱに掲げる事務を処理するために要する経費は、別途定める基準に基づき算定することとし、原則として、県知事及び県議会議員選挙に係る執行経費に加算して交付するものとする。（詳細については別途通知）

地方書記室一覧

	地方書記室を設置する市区名	地方書記室が担当する選挙区名
1	福岡市西区	同左
2	久留米市	同左
3	八女市	八女市・八女郡

報告事項3

令和3年度 当初予算案について

(歳 入)

目	令和3年度 千円	令和2年度 千円	比較増減(△)		事 項 説 明
			金 額 千円	率 %	
20款 県支出金 3項 委託金 1目 総務費委託金	478,547	99	478,448	著増	6 在外選挙人名簿登録事務費委託金 (公職選挙法に基づく委託金) 170千円
					7 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金 (公職選挙法に基づく委託金) 478,377千円
25款 諸収入 2項 納付金 1目 納付金	157	146	11	7.5	1 健康保険料 (会計年度任用職員分)
25款 諸収入 3項 保険料収入 1目 保険料収入	244	230	14	6.1	1 雇用保険料収入 7千円 (会計年度任用職員分)
					2 厚生年金保険料収入 237千円 (会計年度任用職員分)
25款 諸収入 13項 雑入 13目 その他の雑入	1	1	-	-	
	478,949	476	478,473	著増	

(歳 出)

2款 総務費
4項 選挙費

科 目	令和3年度 千円	令和2年度 千円	比較増減(△)		事 項 説 明										
			金 額 千円	率 %											
1目 選挙管理費	255,489	261,562	△6,073	△2.3	(前年度予算) 1 給与費等 248,297千円 (254,140千円) (市)委員長 月額 205千円 (市)委員(3人) 月額 157千円 (区)委員長(7人) 月額 90千円 (区)委員(21人) 月額 70千円 事務局職員 31人 ・正規職員 30人(市9人、区21人) ・会計年度 1人(市1人)										
					<table border="0"> <tr> <td>関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25) 諸収入</td> <td>401千円</td> </tr> <tr> <td>健康保険料</td> <td>157千円</td> </tr> <tr> <td>雇用保険料収入</td> <td>7千円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料収入</td> <td>237千円</td> </tr> </table>	関連歳入		(25) 諸収入	401千円	健康保険料	157千円	雇用保険料収入	7千円	厚生年金保険料収入	237千円
関連歳入															
(25) 諸収入	401千円														
健康保険料	157千円														
雇用保険料収入	7千円														
厚生年金保険料収入	237千円														
					2 経常事務費 7,192千円 (7,422千円) <table border="0"> <tr> <td>関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 県支出金</td> <td>170千円</td> </tr> <tr> <td>在外選挙人名簿登録事務費委託金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25) 諸収入</td> <td>1千円</td> </tr> <tr> <td>その他の雑入</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(20) 県支出金	170千円	在外選挙人名簿登録事務費委託金		(25) 諸収入	1千円	その他の雑入	
関連歳入															
(20) 県支出金	170千円														
在外選挙人名簿登録事務費委託金															
(25) 諸収入	1千円														
その他の雑入															

科 目	令和3年度	令和2年度	比較増減(△)		事 項 説 明
			金 額	率	
2目 選挙啓発費	千円 6,034	千円 6,140	千円 △106	% △1.7	(前年度予算) 明るい選挙推進事業費 6,034千円 (6,140千円) ・一般有権者に対する啓発 3,462千円 (3,561千円) ・若者に対する啓発 1,509千円 (1,216千円) ・明るい選挙推進協議会の運営 988千円 (1,263千円) ・その他 75千円 (100千円)
3目 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	478,377	- (408,030)	478,377 (70,347)	皆増 (17.2)	(H29年度予算) 1 給与費等 143,736千円 (74,028千円) (関連歳入) (20) 県支出金 143,736千円 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査費委託金) 2 臨時啓発費 1,355千円 (1,326千円) (関連歳入) (20) 県支出金 1,355千円 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査費委託金) 3 その他の選挙執行経費 333,286千円 (332,676千円) ・投票立会人等報酬 9,440千円 (8,854千円) ・投票事務従事者等賃金 0千円 (48,232千円) ・入場整理券郵送料 70,120千円 (67,291千円) ・ポスター掲示場設置撤去 53,801千円 (33,784千円) ・選挙公報配布 64,791千円 (45,399千円) ・投票システム運用 20,127千円 (17,540千円) ・感染症対策経費 10,000千円 (0千円) ・その他 105,007千円 (111,576千円) (関連歳入) (20) 県支出金 333,286千円 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査費委託金)
	739,900	267,702	472,198	176.4	

※3目 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の欄の()書きは、前回同選挙に係る平成29年度予算額と令和3年度予算額との比較増減

令和3年度 選挙啓発事業について

< 明るい選挙推進事業費 >

事 業	予算（千円）
1 一般有権者に対する啓発	3,462
・ せんきょかわら版の発行・配布	2,229
・ 話し合い学級の実施	908
・ 啓発物資の作製・配布等	325
2 若者に対する啓発	1,509
・ ポスターコンクールの実施	572
・ 出前授業の実施	126
・ 若者向けチラシの作成・配布等	525
・ 住民票異動呼びかけポスターの作成・配布	150
・ 研修会への参加等	136
3 明るい選挙推進協議会の運営	988
・ 研修会への参加等	481
・ (公財) 明るい選挙推進協会への負担金	400
・ 事務費等	107
4 その他	75
合 計	6,034

< 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 > ※臨時啓発（予定）

- ・ 啓発物資の作製・配布
- ・ のぼり、懸垂幕、横断幕等の掲示
- ・ 期日前投票啓発ポスター、チラシの作成・配布
- ・ 広報車の運行、庁内放送
- ・ セセウフ（大学生による選挙啓発グループ）による啓発（動画配信等）
- ・ 大型画面・PRボード（公共施設）の活用